

「宅地・田畑以外の土地および立木」賠償における立木の「林種」が異なる場合の請求書の記入方法

※記入例より抜粋

賠償項目(土地)には間違いがないが、林種(人工林・天然林)が異なる方は、下記をご参照のうえ、ご記入ください。
なお、詳細については、「記入例」および「解説」をご確認ください。

請求書【B1】 P. 5

B1

課税情報に記載のある宅地・田畑以外の土地および立木の情報

「記入例」15～24ページをご参照ください。

ご提供いただいた課税情報にもとづき土地・立木の賠償をご請求いただく方はご記入ください。

●ご提供いただいた課税情報、および関連する登記情報を課税明細の単位で記載しております。

1 土地・立木の基本情報

土地

1 以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。



1 本ページに記載の土地は事業として販売する目的の土地ではないこと、および1-4の記載内容について間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

※事業として販売する目的の土地である場合は、個人事業主さま、または中小法人さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。

立木

2 以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。



2 本ページに記載の山林の土地に存在する市場価値のある立木を所有していること、および1-4に記載の林種(人工林・天然林)に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。



3 当該立木に対する持分割合が土地の持分割合と異なる。
→立木の持分割合を確認できる証明書類をご提出ください。

証明書類

証明書類番号

分収林契約書、等

3 当該土地の賠償項目、または立木の林種が本件事故発生日時点と異なる場合、以下にチェック☑を入れ、本請求書Cをご記入のうえ、土地の場合、販売目的の土地でないこと、立木の場合、市場価値があることを確認し、ご請求ください。



4 1-4に記載の土地および立木は本件事故発生日時点と異なるため、Cを記入のうえ、請求します。

記入は次ページを参照

林種が異なっている場合の記入方法(1)

1 土地・立木の基本情報			
土地	<p>① 以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 本ページに記載の土地は事業として販売する目的の土地ではないことについて間違いがないことを確認し、賠償を請求します。 ※事業として販売する目的の土地である場合は、個人事業主さま、または中小法人さまの棚卸資産としてご記入ください。</p>		
立木	<p>② 以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 本ページに記載の山林の土地に存在する市場価値のある立木を所有していることについて間違いがないことを確認し、賠償を請求します。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 当該立木に対する持分割合が土地の持分割合と異なる。 → 立木の持分割合を確認できる証明書類をご提出ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">分収林契約書、等</td> </tr> </tbody> </table>	証明書類	分収林契約書、等
証明書類			
分収林契約書、等			
	<p>③ 当該土地の賠償項目、または立木の林種が本件事故発生日時点と異なる場合、以下にご記入のうえ、土地の場合、販売目的の土地でないこと、立木の場合、市場価値があることについて間違いがないことを確認し、賠償を請求します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ④ ①-③に記載の土地および立木は本件事故発生日時点と異なるため、【C】を記入のうえ、</p>		

※1

チェックする

※2

チェックしない

※3

チェックする

◎詳細は、下記をご参照ください

※1

- 本ページに記載されている土地は事業として販売する目的の土地ではないこと、および記載の情報に間違いがないことを必ずご確認のうえ、本項目①にチェックを入れてください。
 - 当該土地を、別の用途として利用されている場合は、チェックの必要はございません。
- ※各賠償項目の詳細については、『解説』11～12, 31～38ページをご参照ください。

※2

- 当該立木の林種が異なる場合は、本項目②にチェックの必要はございません。
- ・印字されている「林種」が異なる場合は、本項目にはチェックを入れないでください。

※3

- 本ページに記載の立木の「林種」が異なる場合、本項目③にチェックを入れ、【C】にご記入ください。
- ※林種(人工林・天然林)については『解説』11, 40ページをご参照ください。

【C】の記入方法は、次ページを参照してください

C 本件事故発生日時点の利用状況にかかるお申し出
記入欄は33～36ページをご参照ください。

本請求書のII-①で記載された賠償項目が本件事故発生日時点の利用状況と異なる旨をお申し出いただいた方、**II-②**をご提出の方は**必ず**ご記入ください。
※上記のご記載が事実以外の方のご記入の必要はありません。

※該当する頁数が4頁以上ある場合は、同封の「本件事故発生日時点の利用状況にかかるお申し出」のコピー用紙をご活用ください。

I 土地・立木の件事故発生日時点の利用状況のお申し出

土地番号	証明書類番号	宅地	事業地
		<ul style="list-style-type: none"> ●「宅地」として利用されていた場合、宅地であることがわかる書類（下記のAまたはB）のうちいずれか1つをご提出ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業地」として利用されていた場合、事業地であることがわかる書類（下記のAまたはB）のうちいずれか1つをご提出ください。
		<p>A（事業を行っていたことがわかる書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄出、法人登記簿 ・事業計画書、営業許可証 ・賃借契約書、土地一時使用契約書、等 <p>B（登記されていることからの書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税評価額、固定資産税課税台帳 ・固定資産税評価額通知書、固定資産税課税台帳 ・固定資産税課税台帳 	<p>A（事業を行っていたことがわかる書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄出、法人登記簿 ・事業計画書、営業許可証 ・賃借契約書、土地一時使用契約書、等 <p>B（登記されていることからの書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税評価額、固定資産税課税台帳 ・固定資産税評価額通知書、固定資産税課税台帳 ・固定資産税課税台帳
(例) ト1	①	<input type="checkbox"/> 宅地	<input checked="" type="checkbox"/> 事業地 <input type="checkbox"/> 牧場 <input type="checkbox"/> 園内地 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 温泉地
(例) ト2	②	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 事業地 <input type="checkbox"/> 牧場 <input type="checkbox"/> 園内地 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 温泉地

●本見解ページ(9ページ、10ページ)に記載している必要な証明書類をご参照のうえ、該当する土地番号のご記入、本件事故発生日時点の利用状況へのチェック☑を入れて、該当の証明書類をご提出ください。
※事業地は「その他(用途)」の範囲で記入してください。1つは必ずご記入ください。

	山林の土地	原野等の土地
	<ul style="list-style-type: none"> ●「山林の土地」として利用されていた場合、山林の土地であることがわかる書類をご提出ください。 ●山林の土地に存在する市場価値のある立木をご請求される場合は、下記の林種(人工林・天然林)のいずれかにチェック☑を入れてください。 ※山林の土地であることがわかる書類と、人工林か天然林か分かる書類をご提出ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ご提出いただく証明書類はございません。
	<p>分収林契約書、補助金申請書、等</p>	
	<input type="checkbox"/> 山林の土地 <input type="checkbox"/> 人工林 <input type="checkbox"/> 天然林	<input type="checkbox"/> 原野等の土地
	<input checked="" type="checkbox"/> 山林の土地 <input checked="" type="checkbox"/> 人工林 <input type="checkbox"/> 天然林	<input type="checkbox"/> 原野等の土地
	<input type="checkbox"/> 山林の土地 <input type="checkbox"/> 人工林 <input type="checkbox"/> 天然林	<input type="checkbox"/> 原野等の土地
	<input type="checkbox"/> 山林の土地 <input type="checkbox"/> 人工林 <input type="checkbox"/> 天然林	<input type="checkbox"/> 原野等の土地

林種が異なっている場合の記入方法(2)

「山林の土地」としてご申告いただく場合
 ⇒必要な「山林の土地であることがわかる書類」をご確認のうえ、「山林の土地」と、該当の土地に存在する立木について「人工林」か「天然林」(①の範囲のいずれか1つ)、それぞれにチェック☑を入れてください。
 ※山林の土地であれば、該当の土地に存在する立木についても賠償の対象となります。

「山林の土地であることがわかる書類」をご確認ください

「山林の土地」にチェックを入れてください

「人工林」か「天然林」のいずれか1つにチェックを入れてください

山林の土地

- 「山林の土地」として利用されていた場合、山林の土地であることがわかる書類をご提出ください。
- 山林の土地に存在する市場価値のある立木をご請求される場合は、下記の林種(人工林・天然林)のいずれかにチェック☑を入れてください。

※山林の土地であることがわかる書類と、人工林か天然林か分かる書類をご提出ください。

分収林契約書、補助金申請書、等

山林の土地

① 人工林 天然林

⇒林種(人工林・天然林)だけ異なる場合も同様に「山林の土地」にチェックを入れたうえで、該当の土地に存在する立木について「人工林」か「天然林」のチェックボックス(①の範囲)、それぞれにチェックを入れてください。
 ※林種(人工林・天然林)については『解説』11、40ページをご参照ください。